

金沢市で利用できる医療・介護保険 (在宅での栄養ケア)

(いしかわ栄養CS管理栄養士)

在宅患者訪問栄養食事指導 2

管理栄養士が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

- 介護保険認定のない方
- 特別食、がん患者、摂食嚥下機能低下、低栄養状態の患者

かかりつけ医に
相談してください

医療保険

● 費用のめやす(1割負担の場合)

	自己負担分	サービス費用
管理栄養士による指導	~510円	~5,100円

要介護1~5の方へのサービス

居宅介護支援事業者に
相談してください

※管理栄養士必置義務のない施設でも 訪問栄養指導が可能です。

Ex.在宅扱いとなる介護保険施設
認知症対応型グループホーム
ケアハウス
有料老人ホーム
サービス付高齢者向け住宅
特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護

居宅療養管理指導 II

介護保険

管理栄養士が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
(月2回程度)



● 費用のめやす(1割負担の場合)

	自己負担分	サービス費用
管理栄養士による指導	~525円	~5,250円

要支援1・2の方へのサービス

介護予防居宅療養管理指導 II

地域包括支援センター
に相談してください

介護保険

管理栄養士が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
(月2回程度)

● 費用のめやす(1割負担の場合)

	自己負担分	サービス費用
管理栄養士による指導	~525円	~5,250円

介護予防・生活支援サービス事業

地域包括支援センター
に相談してください

対象者

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリストの結果により、生活機能の低下が確認された65歳以上の方(事業対象者)

短期集中型訪問サービス(栄養改善)

管理栄養士が自宅に訪問し、栄養相談・栄養指導を行います。

回数	3か月間で3回
時間	1回あたり1時間程度
費用	無料